

「令和6年度 対日直接投資誘致に係るプロモーション業務」に係る公募型企画競争（プロポーザル） 質問と回答

令和6年5月16日更新

	質問内容	回答
1	展示会出展において、札幌市内企業を除いて札幌市からは何名参加予定でしょうか。	今年度の参加人数は未定ですが、昨年度は3名参加いたしました。展示会によっては若干増加する可能性がございます。
2	展示会ブース運営に関して、通訳費は提出する見積書に含めますでしょうか。またその場合、何名の通訳者手配を想定していますでしょうか。	通訳費は見積書に含めていただきます。また通訳の人数は札幌市内企業の参加数に応じ、1～3名程度を想定しております。
3	展示会出展期間中もしくは前後の現地経済団体等の面談に関して想定する面談の数はありますでしょうか。	3～5件程度を想定しております。
4	広報媒体、ノベルティーの作成に関して、使用するロゴまたブランドガイドラインの指定などありますでしょうか。	サッポロスマイルロゴの仕様に関しては以下をご参照ください。 https://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/logo/ また、外国語表記につきましては、以下のガイドラインをご参照ください。 https://www.city.sapporo.jp/kokusai/publications.html
5	本事業には国の予算が入っておりますでしょうか。また、もし入っている場合、予算名をご教示ください。	国の予算は入っておりません。
6	本事業の精算時に提出が必要な書類があればご教示ください。	仕様書に記載しております業務報告書の他に、完了届及び請求書をご提出いただきます。
7	一部業務においては再委託をすることを想定しておりますが、再委託金額の上限設定はありますでしょうか。	再委託はやむを得ない場合に認められるものであるため、上限は特段定めておりません。
8	本事業も契約は金額確定型の契約という認識でよろしいでしょうか。（概算契約となりますでしょうか）	契約時に契約金額を決定します。
9	本事業における請求費目として一般管理費の計上は認められておりますでしょうか。	含めていただいて構いません。
10	ご契約時には契約保証金の納付義務はありますでしょうか。	札幌市契約規則第25条の各号に該当すると認められた場合は免除となります。

11	<p>業務仕様書上の個人情報取り扱いに関する特記事項 7 条では、再委託はやむを得ない場合を除き、してはならないとあります。</p> <p>一方で弊社では、海外イベントでのブース設営、運営等を戦略的かつ効果的に実施するためには、弊社を代表としつつ、外部パートナーの選定と起用が必須と考えており、このようなコンソーシアムの組成が再委託にあたるのか、ご教示いただけますと幸いです。また、再委託にあたる場合は、再委託をスムーズに行うための支援措置等があるかをご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>貴社以外の方が業務を行う際は再委託となります。なお、再委託はやむを得ない場合のみ認められるものであるため、支援措置等はありません。</p>
12	<p>支払は履行期間の終了日令和 7 年 3 月 31 日以降に弊社から貴課に請求書を発行差し上げるという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>その場合、支払いまでの期間が長期になり、資金繰りの圧迫を回避するための、契約金額の中間払い、地元金融機関における契約書担保の立替払い等の資金繰りサポートの制度はございますか？</p>	<p>原則精算払いとなりますので、業務終了後に請求書をご提出いただくこととなりますが、分割払いなどのご希望がある場合は契約の際にご相談ください。</p>